

【第1号議案】取締役選任の件

株式会社 街づくり山口 定款（抜粋）

（取締役及び監査役の選任）

第16条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（取締役及び監査役の任期）

第17条 取締役の任期は就任後2年内の、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時とする。

新取締役（案）

中村 千里（山口市商工振興部長）

[任期]令和5年6月30日～令和5年8月定時株主総会まで

兒玉 直也(山口市都市整備部長)

[任期] 令和5年6月30日～令和5年8月定時株主総会まで

辞任取締役

村田 尚士（前山口市商工振興部長）

※令和5年3月31日付で取締役を辞任

原田 浩司（前山口市都市整備部長）

※平成5年3月31日付で取締役を辞任